

平成20年12月9日（火）

（午後3時52分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番13、2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）通告に従いまして、一般質問を行います。

まず最初は、市民の健康を守る国民健康保険についてです。

我が国では、国民すべてが公的医療保険に加入する国民皆保険制度が1961年に整えられました。国民健康保険は、この国民皆保険制度を守る大事な保険です。しかし、1997年の改定で、保険料を1年間滞納すると特別の事情があると認められる場合を除き、国民健康保険証の取り上げ、資格証明証の発行が義務づけられました。

旧橋本市では、平成16年度まで資格証明証の発行をしていませんでしたが、平成17年度末は旧高野口町とあわせて49、平成18年度末は38、平成19年度末は130と一気に発行数が増えています。

資格証明証では、医療機関の窓口でかかった医療費を全額支払わなければならない、受診抑制や治療中断などの問題が全国的に深刻化しています。NHK番組「クローズアップ現代」（1月21日放送）の報道によれば、資格証明証の発行の多い五つの県、三重県、広島県、福岡県、栃木県、和歌山県の500の医療機関から聞き取り調査を行っただけでも、この2年間に41人が資格証明証による無保険状態のために病気を悪化させたり、亡くなったりしています。

日本共産党は、1997年に国民健康保険法改

悪時、国会で強制的にペナルティが強化される、自治体の裁量権が否定され、保険証取り上げが全国に広がると、問題点を指摘し、追及、反対をしました。

2000年施行以後、資格証明証の発行が急増しています。住民の命と健康を奪う国民健康保険証の取り上げは、ただちにやめるべきです。特に、中学生以下の子どもたちがいる世帯について、早急に保険証を交付することを求めます。

以下、順に質問を行います。

1番、国民健康保険税を1年以上滞納している世帯から保険証を取り上げ、かわりに資格証明証を発行することを義務づけた目的は何ですか。

2番、橋本市ではどのような手順で資格証明証の発行を行っていますか。

3番、資格証明証の発行の中止と中学生以下の子どもたちがいる世帯について、早急に保険証を交付することを求めます。

2番目に移ります。介護保険制度の充実のために。

介護保険は3年ごとに見直しが行われます。3年前には、要支援を1と2に分け、要介護認定を6段階から7段階にし、軽度と判定された人を中心にした介護予防の名による介護取り上げや、介護施設の居住費、食費を介護保険の適用外にする負担増などが強行されました。

今回は、相次ぐ介護報酬の引き下げによって、介護の人材不足、劣悪な労働条件、深刻な経営難が起こっており、その解決のために介護報酬の引き上げが予定されています。

また、要介護認定の見直しで、認定審査会が行っている要支援2と要介護1の判断も一

次判定のコンピュータができることにすることに加えて、認定のための調査項目を大幅に減らすということです。高齢者の状態からかけ離れた認定にならないか心配です。

現在、橋本市でも第4期の橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定が行われています。橋本市における介護の充実を求めて質問を行います。

1番目、第3期までの実績を踏まえて、第4期での課題とその達成のためにどう取り組まれますか。

2番目、橋本市には介護保険料減額制度があります。しかし、その対象者は次の1から4のいずれにも該当し、生活に困窮しているため保険料の負担は困難であると認められるときとなっています。

その1から4を紹介いたします。

1、当該世帯の年間見込み収入が次の額以下であること。

4万円×当該世帯の人数×12月。

1人だと48万円、2人だと96万円ということです。

2番、市民税を課されている者の扶養を受けていないこと。

3番、市民税を課されている者と生計を一にしていないこと。

4番、活用できる資産を有しないこと。

つまり、ひとり暮らしの場合、月4万円の収入でだれからも援助を受けず、医療保険も介護保険も支払わなければならないということです。これでどうやって生活できるのでしょうか。これだけ厳しい条件ですので、平成15年から20年までの6年間でこの制度の対象となったのは、事前に聞きましたところ、わずか25人ということです。

生活保護では、最低限度の生活費として月7万円弱が支給されるのですから、月4万円というのは現状に合っていないと思います。見直しが必要だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

必要だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上です。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君の一般質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（森本健二君）登壇〕

○健康福祉部長（森本健二君）市民の健康を守る国民健康保険の質問の第1点目についてですが、国民健康保険法第9条に、厚生労働省に定める期間の1年が経過するまでの間に保険料を納付しない場合には、災害等特別の事情があると認められる場合を除き、被保険者資格証明証を交付すると規定されています。

これは、国民健康保険税収率向上が保険運営上極めて重要であることから、長期にわたり保険税を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものです。

続いて、2点目の手順の質問についてですが、18年度納付、19年度未納の世帯を例として説明いたします。

まず、20年3月中旬に滞納状況を再確認し、短期者証対象者として、納付相談の案内を行います。ここで納付相談に応じていただいた世帯に関しては、相談内容により1年証または短期者証を発行いたします。

しかし、何の連絡もつかなかく、かつ20年度も未納となった場合、21年3月に納付相談案内の通知を行います。それでも連絡のない世帯には、資格証明証交付に係る国保税の納付が困難である弁明書の提出についての通知を行います。このときでも何の連絡もないことになれば、21年4月中旬に資格者証を発行することになります。

続いて、3点目の質問ですが、資格証明書の発行は法に規定されているものであり、中止ということは難しいと考えます。

また、中学生以下の子どもがいる世帯への対応につきましては、14番議員の一般質問でお答えしたとおり、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出があった場合には、保険税を納付することができない特別な事情に準ずる状況であると考え、緊急的な対応として、速やかに短期被保険者証の交付に努めることと厚生労働省より通知がありましたので、これについても尊重してまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度の質問にお答えします。

まず、1点目の第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、現在、橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員会に諮問し、審議をいただいているところでございます。

計画の前提となる基本的な考え方につきまして、若干説明させていただきますと、今後も増加が予想されますひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者といった方々が、介護が必要な状態になってもいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）といった地域密着型サービスの整備が必要と考えております。また、特別養護老人ホーム在宅待機者が200名を超えていることや、在宅で生活することが難しい高齢者も多くいる状況にあるため、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の充実についても検討しなければならないと考えております。

医療制度改革により、介護療養型医療施設の廃止及び医療療養病床の老人保健施設への転換が予想されていることから、これらの影響を十分に勘案しまして、施設サービスの利用料を見込まなければならないと考えております。

介護保険料につきましては、11番議員にお答えしましたとおり、現在の保険料を大きく上回らないようにしていかなければならないと考えております。

また、計画の体系案は、五つの基本目標を柱といたしまして審議をいただいているところでございます。

一つ目に総合的な介護予防の推進、二つ目に地域ケア体制の充実、三つ目、高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進、四つ目は介護サービスの質の向上と利用者支援、五つ目が生きがいの充実と安全安心なまちづくりの推進であります。

この五つの基本目標を柱に、施策の方向等をご審議いただいております。

次に、2点目の減免制度の拡充につきましては、平成18年3月議会でご質問をいただいたところでもあり、もう少し制度の利用者数が増えるような条件に緩和していきたいとお答えしたところでございますが、他市町村の状況等を勘案いたしまして、改正は行っておりません。

現在、要綱に基づき減免を受けられる方は、平成18年度が8名、19年度が2名、20年度現時点で2名となっております。

県下の状況は、和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市と本市を含めまして5市が実施をしておりますが、残りの4市につきましては実施していないといったところが現状でございます。

本市といたしましても、要綱改正につきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君、再質問ありますか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）1番の国民健康保険のほうから再質問を行います。①と②を一緒に

して再質問したいと思います。

2番のほうで、橋本市の資格証明証発行の手順を教えていただいたんですけども、この中で気になるのが、通知を送って、連絡がつかなければもうそのまま資格証明証の発行に至っているという点です。

1番のほうでも、なぜ義務づけられたかということで、この納付していただくというか、この機会を増やすということが大事であるというふうにも言われているんですけども、この点で何度か国会でも答弁をいただいているんですけども、この2001年平成13年10月25日の厚生労働大臣の答弁なんですけれども、資格証明証を発行する理由についてです。

紹介しますと、「いろんな事情がございますから、できるだけ被保険者と接触をし、その実情も考慮しながら適切な運用をするというのが、究極の制度の趣旨。ペナルティとか制裁ではなくて、事前に十分な相談をやる。個別の具体的な事情を考慮する。そのために発行している」というふうに大臣も述べられています。

それとこの短期保険証の発行でも十分に個別に納付相談を行うということが、短期保険証の発行の意味だと思うんですけども、短期から資格証明証になるにあたって、やっぱりただ単に通知をして返事がないからという理由だけで資格証明証の発行になるというのは、あまりにも機械的で、そもそも納付相談に応じるようにするということが目的であったはずなのが、そういう努力もせずにといいいますか、結局資格証明証を発行、機械的な発行になっているというところがすごく気になります。

また、2000年3月28日に、平成12年なんですけれども、このときも厚生省保険局国民健康保険課長が各都道府県の民生主管部の部長に出した、国民健康保険の保険料を滞納して

いる世帯主等に対する措置の取り扱いについてというのが出ているんですけども、このときも「保険料、保険税を滞納している世帯主等直接接する機会を確保することによって、十分な納付相談を行い、保険税の納税につながるよう努めること」というふうにあります。

また、通知を出すだけで、直接接する努力もせずに資格証明証を発行しているという、この点をまず改めていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）担当課にいたしましても、先ほども答弁させていただきましたとおり、文書についても1回だけじゃなく、1回、2回、3回という形の中で文書を出させていただいていると。それで、その中で文書を出して来ていただける方もおられますし、それで納付相談だとかいろいろ相談に来ていただいて、短期者証を出しているという現状でございます。

そこで、実際に例えばその方が障がい者であったり、高齢者でひとり暮らしの方で、高齢者が出てこれないような人であれば、市といたしましても何らかの対応をとらざるを得んということで、議員おっしゃるとおりかとも思われるんですけども、その中で通知を出して来ていただける方もいるし、例えばほっといても市のほうから来てくれるわよと、そういうような安易にとられても、担当課としても非常に事務がやりにくいところがございます。

確かに、私も1回、2回、文書だけではと思いますけども、今の事情といいますか、説明させていただいたようなことでございまして、文書を出して来られた方と、来られなかった方についての対応といいますかね。非常にそのところが難しいところもございます。

これにつきましても、近隣の市町村とも1回聞かせていただきまして、議員言われるような、できるだけ厚生省からもありましたように接触の機会をつくるということにつきましては、今後研究させていただきたいなということで思っております。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）実際に事前に収納率とかも教えていただいたんですけども、平成18年は91.4%、平成19年が91.08%、平成19年は資格証明証も130と一気に発行が増えているんです。

増えているけれども、結局収納率は上がっていないというか、下がっているというのが、2年間のことですけども、そういう統計というか、資料も出ております。

やっぱり、収納率を上げる保険税を納付してもらおうということが目的であるならば、やっぱりもっと来てくれる人にはとだけじゃなくて、市のほうから出向いてということもしていかないと、この収納率アップにはつながらないと思うんです。

それと、やっぱり長い間滞納するきっかけになることがいろいろあると思うんですけども、やっぱり家族のうちのだれかが病気になってそれにお金がたくさん要って、結局請求の厳しいというか、取り立ての厳しいものから払っていったら、税金がなかなか納めるだけのお金が残らなかったとか、払いにくくなったというふうなこともあるのではないかなと思うんですけども、やっぱり1年以上も納めなくなってきたら、通知が来たからといってそのときにお金がないとなかなか連絡をとりにくいというのが実際だと思うんです。

むしろ、もっときめ細かい、もっと1年滞納じゃなくてもっと早い段階でもおくれたときに生活相談に乗るとかということをしてい

くということが大事なのではないかなというふうに思います。

それと、この資格証明証の発行が増えてきて受診がなかなかできなくてという問題が起こったときに、この子どもたちの無保険がすごいクローズアップされてきたんですけども、午前中にも言われていましたが、今年の10月30日の通知ですね。それに、そのときに資格証明証の発行に対しては、市町村の実情に応じ、別添の他市町村の取り扱いも参考により公正な判断を行われるよう努めることという、こういう通知も来ていると思うんです。

別添の資料の中には、かなり滞納者と接触を図るための具体的な取り組みということで、全庁的な情報の共有であるとか、訪問の強化であるとか、いろいろな例が紹介も含めて通知が来ていると思うんですけども、今回中学生以下の子どもたちがいるこの資格証明証が発行されているところに訪問されたということがすごく努力をされていると思うんですけども、そこだけではなくて全世帯に資格証明証を発行されている全世帯への訪問もするということが大事ではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）その件につきましては、今担当課におきましても人数がいっぱいいっぱい、議員もご存じのとおり窓口で4月、5月についてはもう大変な時期がございました。行列ができて、市民の方々に大変ご迷惑をかけたようなこともございました。

そういうようなことがありまして、全世帯という形につきましては、難しいかもわかりませんが、先ほど言いましたように、本市につきましては、文書について御通知させていただいて、それで対応させていただいておると先ほども答弁させていただきましたと

おり、対応させていただいているというよう
な状況がございます。

すぐにはいかないと思うんですけども、
一応先ほども答弁させていただいたとおり、
1回、他市の状況とかこれからの収納率を上
げるための云々でとか、そういうことも含め
まして、担当課のほうで1回協議させていた
だくと。このやつについても、うちだと違
って、収納的な税の収納的なこともあります
ので、関連している他の制度とも関連いた
しますので、そこらも一応協議させていただ
きまして、できるだけ議員言われるように文書
だけじゃなくて、もうちょっときめ細かいよ
うな何らかの方法というんですかね。調査研
究という形で、今のところどないということ
で約束はできませんけども、調査研究させ
ていただくということにさせていただきたい
と思っております。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）本当言いましたら、資
格証明証はもう発行しない方向にいつていた
だくのが一番私としては希望することなん
ですけども、少なくとも機械的な発行はしな
いようお願いいたします。

それと、この間12月3日に朝日新聞に載
ったんですけども、厚生労働省の調査した結
果です。全国1,798市区町村のうち、この資格
証明証の発行していない、保険証の返還を求
めない自治体が551あります。また、子ども
いる世帯には返還を求めない自治体が435あ
るということで、全国的には取り上げをして
いない自治体もあるということを紹介いたし
ます。

続いて、2番目に移らせていただきます。

先ほどの2番の介護保険の1番の第3期
までの実績を踏まえて第4期での課題とい
うことで、今回五つの目標を決めて計画を組
まれているということなんですけれども、第3期

では介護の軽度の人よりより軽度にして介護
予防ということで運動をしたりとかというの
が組まれたんですけども、いろいろな介護
保険料というのは、3年間の介護サービス、
どのぐらいの量になるかということをもとに
介護保険料が決められていくわけですけれど
も、この第3期のときに平成18年度ですが、
このときかなり決算書、18年度の介護保険の
決算書を見ますと、保険給付の部分で予
防がよそよりもすごく給付料が低かったん
です。その結果、18年の当初予算と比べて支
出の総額が2億8,000万円ほど少なかった、この
保険給付費が。19年度では、大分修正され
まして、6,300万円ほど当初予算よりも支
出が少なかったんです。19年度末に介護給
付費の準備基金というのがあるんですけども、
そこへの積み立てが1億4,000万円、19
年度末にはあります。

結局、予想はしたけれども、サービスを受
けられる量が少なかったので、予算としては
余ってきたということだと思んですけども、
ただ20年度は今まだやっている途中です
のでわからないんですが、20年度の予想とい
いますか、予想と全体この3年間でどのぐ
らい予算として、予算というか、お金がど
のぐらい余ってくると予想されるのか、その
ことをお尋ねいたします。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）それは20
年度にいくら余ったか、それについてはちょ
っと私まだ決算になっていませんので、今
のところわかりませんが、先ほど議員言
われていましたとおり、1億4,000万円
のお金が繰り越しのほうで残っているのは
事実でございます。

それにつきましては、今度の第4期のと
ころにおきまして、まだ確定も何もして
いないんですけども、上がらないように
それを有効に使わせていただければあり
がたいなという

事務局の考えでございます。

それにつきましても、また審議会開いておりますので、その報告書をいただいて、市としてまた検討させていただいて、できるだけ保険料が上がらない方向で、それも有効に利用させていただきまして、保険料をできるだけ上がらない方向で考えていきたいなと今のところ思っております。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）一つだけ確認なんですけども、今年度20年度は3年目なので、一番最後のサービス料が増える年に当たると思っています。1年目、2年目、3年目という3年目が一番多くなる。今のままでいきましたら、黒字になりそうなのか、赤字になりそうな予想なのかというのだけ、一つ確認したいんですけども。要するに、今まで積み立てたもう使わなあかんようになる。平成20年度で今まで積み立てていた分を使わないといけなことが起こるのか、起こらないのかという予想だけお願いいたします。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）今数字を持っておりませんので、後ほどまたさせていただきます。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）先ほども言われましたし、今度は介護報酬も引き上げということが予定されていますので、なおかつ施設サービスの充実ということも言われたので、介護保険料を上げないで置くというのがすごく難しい、実際には難しいことだとは思っています。

けども、今までで足りない分を第4期でも充実させていくという方向で今検討されているということですし、できるだけ介護保険料が引き上がらないように最後まで努力をよろしくお願いいたします。

2番の減額制度なんですけれども、さらに

研究したいということであったんですが、たださっきも言いましたけど、四つの条件は本当に厳しい条件なんです。これに合う人がおられること自体が不思議に思うぐらいのかなり厳しい条件でして、なおかつ介護保険料が無料になるわけでもないんです。

だいたい第2段階の方が多ということなんですけれども、第2段階の方でいえば、今の3期の保険料は年2万9,200円なんです。これを月に直しましたら、だいたい2,433円で、これの4分の1減額になるというだけの減額制度なんです。

だから、結局1月1,800円ずつ払っていかなければいけないんですけれども、なおかつさっきも言いましたけども、扶養も受けていないしということになったら医療保険の国民健康保険だとか後期高齢者制度とか、その他でもこの収入の中で払っていかねばならない方がこの減額制度の対象になっているんです。

実際に、介護保険の場合もやっぱり保険料を納付1年以上しなかったら給付のほうにもペナルティがありますし、減額制度があるのはすごくありがたいんですけれども、本当にもう少し実際に受けられる減額制度というのを真剣に検討していただきたいというふうに思うんです。

例えば、1、2、3、4全部変えるのではなくて、1番の収入1人1カ月4万円のを6万円とか7万円にするであるとか、あと2番、3番の条件を緩和するとか、いろいろなやり方もあるのではないかなと思うんですけれども、できるだけ前向きに検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）まずはじめに先ほどの20年度の状況ということになりますけど、今のところは黒字の方向にあると。金額

的にはちょっとまだはっきりわからない。今では赤字にはなっていないと。多少黒字になっているという形のご報告をいただきました。

それと、今議員おただしのもうちょっと細部にわたって枠を広げたらと、減額できる範囲を広げたらということですが、それにつきましてもさっきも言わせていただいたとおり、どういう方法で枠を広げていくと。前のときもほかのところもあるんですけども、真ん中のところのほうといたしますかね。上のほうでようけいもらって、真ん中はそのまま、下のほうを少なくすると。橋本市のいろんな収入状況を見ましたら、上のほうがかなり少ないみたいで。真ん中が一番多いということで。それになりますと、全体的の保険料といたしますかね。下を安くして、上の方に、所得の高い人については負担していただくと。そういう形についてもなかなか難しいようでございます。

今議員おただしの枠を広げたらということにつきましても、うちのほうでもう一度研究させていただくということで、保険料をやった例えば21年度に赤字になっても、ぐあい悪いですし、そこのところをもう少し1回精査させていただきまして、研究ということで言

われているように、できるだけ低所得の方が払えるような金額になれるような形で一応研究をさせていただきたいということで、よろしく願いしておきます。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）済みません。実際問題としまして、平成18年に8人受けられていて、この後実際に生活保護を受けられるように移った方もいらっしゃるということも聞かせてもらったんですけども、生活保護の場合でしたら、医療保険とか介護保険というのはまた別に扶助があるわけです。また、住居費なんかも住宅扶助があるわけなんです。

けども、今のこの減額の条件といたら、生活保護基準より低いわけなんです。だから、その辺も十分に考慮して、条件の緩和をよろしく願います。

以上で終わります。

○議長（中上良隆君）これをもって、2番 阪本君の一般質問は終わりました。